

第5章 共通施策

【第2節 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供】

第2節 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

第1 監視・観測等の体制の整備

1 環境汚染の常時監視等の推進

(1) 環境総合監視システムの維持

環境監視（大気・水質）、発生源監視を行う環境総合監視システムを運用します。

大気環境と主要な発生源の常時監視を行うとともに、光化学スモッグ注意報の発令等の緊急時対策を実施します。また、伊勢湾へ汚濁物質を排出する主要工場・事業場を常時監視します。

(2) 公共用水域の常時監視

ア 公共用水域常時監視

28河川37地点で、4海域21地点、概ね月1回、常時監視を実施するとともに、平成13年度の測定計画を関係機関と協議し、策定します。

イ 地下水水質常時監視

概況調査を27地点で、年1回、定期モニタリングは、16地点で年2回実施するとともに、平成13年度の測定計画を関係機関と協議し、策定します。

第2 環境情報の提供・整備

1 環境情報システムの拡充・整備

(1) 環境情報システムの運用

最新の情報通信技術によるコンピュータネットワーク化に対応したオープンシステムである環境情報システムを運用します。

平成12年度は、ソフトウェアの一部バージョンアップを行い、システムを維持します。

(2) 環境教育情報システムの運用

環境学習情報センター内の環境教育コーナーにおいて、各種環境に関する情報について、県民に幅広く情報の提供を行う環境教育情報システムを運用します。

(3) 地図情報システムを活用した森林資源の管理

平成10年度に作成したシステムの詳細設計に基づき、県全域の森林簿データ、計画図等の入力と機器の整備を行います。

平成12年度に整備した基本システムを元に、治山、林道、保安林等の情報整備を追加します。